

## 電帳法関係

# インターネットバンキングと 電子取引データ保存

### 1 はじめに

近年、事業の決済手段としてインターネットバンキングが広く利用されるようになってきた。実店舗やATMに行く手間を省くことができ、CSVなどで受領した取引情報を利用して経理処理を効率化できるなど、メリットは大きい。

ただし、インターネットバンキングを利用した支払等は、その取引情報の正本が別途郵送されるなどといった事情がない限り、EDI取引として電子取引に該当するため、国税関係書類の保存義務者としては、取引情報を電子データにより保存しなければならない(電帳法7、電帳法Q&A【電子取引関係】問9)。本稿では、インターネットバンキングと電子取引データ保存について検討する。

### 2 宥恕措置廃止後の対応

令和5年12月31日までは、電子取引のデータを単に保存しておくか、プリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示等できればよいという宥恕措置(電帳規令和3年附則2③)により、印刷した書面を保存しておけば問題ない。しかし、この措置は期限をもって廃止され、書面での保存は原則として認められなくなるので、電子データで保存しなければならない対象について、精査しておいた方がよいだろう。

インターネットバンキングの取引情報は、電子取引データに該当するものとして例示されることが少ないせいか、電子データにより保存しなければならないことが周知されていないようだ。紙の通帳や当座照合表を保存していても、総合振込などの場合、窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項(振込等の実施取引年月日・金額・振込先名等)は記載されないため、取引情報は別途保存しなければならないことも注意が必要である。

令和6年1月1日以後は、所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようになっている場合は、保存時に満たすべき要件にかかわらず保存を可能とする猶予措置が創設された(電帳規4③、電帳法Q&A【電子取引関係】問61)が、電子データそのものの保存、提示等は必要なので、要件に従った方法での保存に対応すべきである。

### 3 保存要件

電子取引データの保存は、真实性や可視性を確保するための要件を満たす必要がある。

真实性の要件は、①タイムスタンプが付された後の授受、②速やかにタイムスタンプを付す

こと、③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して授受及び保存を行うこと、④訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付けのいずれかの措置を行うこと(電帳規4①)である。①や③の要件に該当するデータ提供をしている金融機関は今のところないようなので、保存義務者が取引情報をPDFなどのデータにして、②か④の方法で保存する必要がある。

可視性の要件は、ディスプレイ・プリンタ等を備え付け、「日付・金額・取引先」の条件で検索できるようにすること(電帳規2②二、⑥五、4①)である。最近では、検索機能を備えた状態での保存を簡単に行えるツールなどが比較的安価に入手できるようになったので、利用してもよいだろう。

### 4 おわりに

電子データを保存する手間やコストが増えるだけならば、電子取引をやめて書面で保存した方がよいと考える事業者が出てくるかもしれない。デジタル化を後退させることのないよう、生産性向上に資する形での電子取引データ提供が行われるようになることを期待したい。

〔 右山研究グループ  
税理士 廣瀬 尚子 〕